

台風等による警報発表時の対応について

台風の接近等に伴う暴風雨や集中豪雨等の異常気象により、災害が発生するおそれがある場合は、施設利用者の方に避難行動を優先してもらう必要があることから次のとおりの対応とします。

【貸館の対応について】

次の場合には貸館の利用を中止します。

- 1 春日井市に暴風警報、暴風雪警報又は特別警報が発表された場合
- 2 施設がある区域に市災害対策本部が「警戒レベル 3 高齢者等避難」「警戒レベル 4 避難指示」又は「警戒レベル 5 緊急安全確保」を発令した場合

警報等が解除され、施設の安全が確認できた場合、貸館の利用を再開します。

- 1 暴風警報、暴風雪警報又は特別警報が解除され、施設の安全が確認できた場合
- 2 市災害対策本部が発令した「警戒レベル 3 高齢者等避難」、「警戒レベル 4 避難指示」又は「警戒レベル 5 緊急安全確保」が解除され、施設の安全が確認できた場合

【保健センター主催の講座等の対応について】

次の場合は保健センターが主催する事業【体力測定・個別指導・事後支援講習会・健康づくり事業(広報募集講座)】を、中止します。

- 1 春日井市に暴風警報、暴風雪警報若しくは特別警報が発表され、又は施設がある区域に市災害対策本部が「警戒レベル 3 高齢者等避難」「警戒レベル 4 避難指示」又は「警戒レベル 5 緊急安全確保」が発令された次の場合、保健センターが主催する事業を中止します。
 - (1) 講座開始時刻の 2 時間前までに、警報等が解除されない場合
 - (2) 講座開始時刻の 2 時間前から開始時刻の間に、警報等が発表された場合
 - (3) 講座開催中に警報等が発表された場合

警報等が解除され、施設の安全が確認できた場合、保健センターが主催する事業【体力測定・個別指導・事後支援講習会・健康づくり事業(広報募集講座)】を再開します。

- 1 暴風警報、暴風雪警報若しくは特別警報、又は市災害対策本部が発令した「警戒レベル 3 高齢者等避難」「警戒レベル 4 避難指示」又は「警戒レベル 5 緊急安全確保」が解除された後、2時間経過時以降に開始される事業から再開します。
- ＊ 施設内に避難者がいる場合は、警報等が解除された場合でも貸館及び各種事業は、再開しませんので、詳細につきましては、保健センターにお問い合わせください。